

令和7年 第4回選挙管理委員会会議録（要旨）

日 時 — 令和7年3月17日（月） 午後2時00分～午後3時00分
場 所 — 高層館12階 選挙管理委員会
出席者 — （委 員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、赤田係長、清瀬
係長、菊川副主査

（大毛委員長）

ただいまより、第4回選挙管理委員会を開会いたします。

それでは、案件1の議案第4号、堺市選挙管理委員会補充員の順位の決定について、説明をお願いします。

（新家事務局次長）

はい。それでは、1ページをご覧ください。

堺市選挙管理委員会補充員の順位の決定についてということで、地方自治法第182条第3項では、「委員中に欠員があるときは、選挙管理委員会の委員長は、補充員の中からこれを補欠する。その順序は、選挙の時が同時であるときは得票数により、得票数が同じであるときはくじにより、これを定める。」と規定されております。

次に、2ページ目をご覧ください。こちらが補充員の一覧でございます。

四宮補充員、深井補充員、松本補充員の3名は得票数が10ということで、同数のため順位を定める、という案件でございます。

順位の決定方法につきましては、委員長がくじによって定めるという規定になっておりますので、くじをご用意させていただいております。

それでは委員長、くじ引きをお願いいたします。

（大毛委員長）

3番が出ました。

（新家事務局次長）

四宮補充員が3番となります。

続いてお願いいたします。

（大毛委員長）

2番が出ました。

(新家事務局次長)

深井補充員が2番となります。

念のため、残りのくじを引いていただけますでしょうか。

(大毛委員長)

間違いなく1番です。

(新家事務局次長)

松本補充員が1番となります。

それでは、1番が松本補充員、2番が深井補充員、3番が四宮補充員で決定させていただきます。

また、委員会終了後、議会にも報告させていただきます。

(池西委員)

委員について、推薦会派が同じ人は重複できないという決まりにはなっていないのですか。

(新家事務局次長)

同じ党派の方は重複できません。

補充員としての順位が仮に1番だったとしても、欠員となった委員と党派が同じでなければ、順位が下の方が繰り上がりで補欠となります。

(池西委員)

同じ党派の方が補欠されるということですね。

(新家事務局次長)

はい。

(裏山委員長代理)

同じ党派の委員が2人になることはないということですね。

(新家事務局次長)

はい。そうです。

(裏山委員長代理)

では、参考に補充員の4名の党派を教えてください。

(新家事務局次長)

四宮補充員が日本維新の会、深井補充員が無所属、松本補充員が公明党、射手園補充員が自由民主党となっております。

(大毛委員長)

続きまして、案件2の堺市議会議員東区選挙区補欠選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の公表について、説明をお願いします。

(赤田係長)

はい。それでは報告させていただきます。

昨年10月27日に執行されました、堺市議会議員東区選挙区補欠選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表についてです。

3ページをご覧ください。こちらに3項目記載しておりますが、1つ目の選挙の種類については先ほど申し上げたとおりです。2つ目の公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額は、5,835,500円でございます。3つ目の報告書の要旨につきましては、4ページからの別紙の通りとなります。

河合一紗候補につきましては、第1回、第2回を4ページに記載しております。

松木僚候補につきましては第1回から第4回までを5ページから6ページに記載しております。

なお、4ページの上段にお戻りいただきまして、左側の収入の欄につきましては、1万円を超える寄附があった場合に氏名、団体名、金額を記載しております。1万円未満の寄附の場合は、まとめて下段に記載しております。

7ページから8ページにつきましては関係する法令等を記載しております。

報告は以上です。

(大毛委員長)

公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額を上回ったことは過去にありますか。

(新家事務局次長)

選挙運動費用が制限額を上回ったことはありません。

(裏山委員長代理)

全ての支出や収入がこの資料で分かるのですか。

(新家事務局次長)

はい。全て網羅しております。細かい収支報告書の内容をまとめてこちらの資料を作成しております。

例えば人件費では、選挙運動のために何人を何日雇ったかなどの細かい内容について、こちらで精査させていただき、まとめて記載しております。

(裏山委員長代理)

最終の報告の総計が全てだということですね。

ただ、細かい内訳はこの資料では分らないと。

(新家事務局次長)

はい。

(大毛委員長)

他にご質問はございませんか。

(池西委員)

領収書の写しが添付されていた場合、その数字等もチェックされるのですか。

(新家事務局次長)

はい。チェックします。

(池西委員)

公職選挙法に定めるような適正な使い方かどうかという点もチェックされますか。

(新家事務局次長)

収支報告書を閲覧し、違法性があり告発されるケースがあります。

我々としては、あくまでも領収書とその内容が合っているかをチェックするだけ、形式的なチェックをするだけであって、それに違法性があるかどうかに関わらず公表しております。

(大毛委員長)

提出されたもの全てを公表するということですね。

(新家事務局次長)

公表します。

(西委員)

選挙管理委員会で精査する義務はなく、提出した方自身に説明責任があるということですね。

ちなみに、ポスターはどのくらいの枚数作られましたか。

(大毛委員長)

公営ポスター掲示場の設置数の2倍までであれば公費で負担されますよね。

(裏山委員長代理)

その枚数を超えるポスターについては自己負担となるわけですね。

(大毛委員長)

2倍以上作ったものを求められても、市民からクレームが来た場合は、候補者の責任において処理していただかないといけないということです。

他にご質問はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは続きまして、案件3の選挙人名簿の定時登録について、説明をお願いします。

(赤田係長)

はい。それでは報告させていただきます。

令和7年3月1日基準日における「選挙人名簿の定時登録」の件でございます。

9ページをご覧ください。

1の右欄囲みにありますように、今回の登録者数は7,781人で、内訳として、その下の囲みの18歳到達者が2,017人、さらにその下の囲みの転入者が5,764人でございます。

結果として、2の登録者の総数は、677,537人でございます。

10ページをご覧ください。

上の表は、各区の選挙人名簿登録者数を示しています。その表の左下太枠部分、678,976人が令和6年12月1日の登録者総数で、右端の太枠部分が先ほど申しました令和7年3月1日の登録者総数となりまして、677,537人ですので、今回1,439人減少しています。

下の表は、各区の在外選挙人名簿の登録者数でございます。左下の太枠部分、354人が令和6年12月1日の登録者総数で、右端の太枠部分が令和7年3月1日の登録者総数で356

人ですので、今回 2 人増加しています。

11 ページから 14 ページに、区ごと・投票区別の選挙人名簿登録者数一覧表を掲載しています。

続きまして、15 ページですが、こちらの表は、各区投票区の状況を登録者の規模別に分類したものでございます。表と表の間に記載している最小 752 人とあるのは美原区第 11 投票区の丹上公民館で、最多の 12,354 人とあるのは中区第 8 投票区の東百舌鳥小学校でございます。

次に、16 ページをご覧ください。

令和 7 年 3 月 1 日基準日の登録者総数に基づく告示でございます。

条例制定改廃直接請求の必要数を示す 50 分の 1 は、13,551 人でございます。

次に市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求の必要数を示す 6 分の 1 は、112,923 人でございます。

最終行の議会解散・市長等役員の解職に係る請求の必要数ですが、179,590 人でございます。

最後に、17 ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数で、各区の登録者数の 3 分の 1 の数を示しています。

報告は以上です。

(裏山委員長代理)

各区の選挙人名簿登録者数が 14 ページに載っていますけれども、登録者数が少ないのに投票区が多いところなどがあり、アンバランスになっているのはどうしようもないのですか。

(新家事務局次長)

投票区を定めるのは各区の選挙管理委員会となります。

例えば、美原区は選挙人名簿登録者数が少ないわりに投票区が多いですが、投票区の統合等を判断して決定するのは美原区の選挙管理委員会です。

(西委員)

投票区を増やしてほしいという意見もありますよね。

(新家事務局次長)

はい。利便性の向上等のために、投票区を増やしてほしいという意見の方が市民からの声は大きいので、選挙人名簿登録者数が少ないからといって、投票区を統合することは難しいです。

(裏山委員長代理)

市の選挙管理委員会としては、投票区の統合や分割について、区選挙管理委員会に対して指導をすることはできないということですか。

(新家事務局次長)

投票区の決定は区選挙管理委員会の権限ですので、指導はできません。

(小須田事務局長)

投票所を増やすのは、人手不足もありますので、今の状況では難しいです。

自治会の協力や派遣会社を通しての人員手配を含めても、投票事務従事者の確保そのものが難しくなっています。

(裏山委員長代理)

堺区は約 122,000 人で 25 箇所、それに比べて北区は約 13 万人で 22 箇所。本来は北区の投票所を増やした方がいいのではないかと、となりますよね。

ただ、投票事務従事者を増やさなければならないですし、人を確保できてもその費用は確保できるのでしょうか。

(新家事務局次長)

北区の中で、投票所としての適当な場所があり、投票区を分割することによって利便性が高まるということであれば、北区選挙管理委員会で分割の判断をしていただく、という流れになります。

予算要求については、市の選挙管理委員会から財政の方に事情を説明し、予算を増やしてもらいをお願いします。

あくまでも投票所を増やしたり減らしたりという判断は、区選挙管理委員会で行います。

(池西委員)

投票所は地域の歴史性みたいなものがあるじゃないですか。有権者にとって馴染みの投票所が変わるということ自体、かなり大変なことだと思います。ですから、区選挙管理委員会でも発議すること自体が難しいと思いますが、現実には 700 人の投票所と 1 万 2000 人の投票所では労力的にも差が大きいんですよね。

もちろんその地域性もあって、有権者がどれだけ近くに行けるかという問題があるにしても、そのアンバランスをうまく解消できるような方法というのは考えていく必要があるのかなと思います。でないと、例えば、投票従事者や投票管理者は市職員さんがされると思いますが、これから職員数も十分確保できないとなれば、マンパワーが十分対応できるかど

うか、それがうまくいかなければ、開票事務に遅れが出るなどのトラブルが出てくる可能性もないとは言えないので、将来的な人の対応も考えながら整理をしていく必要があると思います。

私も南区選挙管理委員会におりましたが、そちらでも有権者数の差が大きいところがあり、実際に投票立会人をされている方を見ると、労力の差が大きいです。

第一は投票率が上がるような施策を考えていかなければならないにしても、そういう将来的なサポートできる体制を、どのように投票所で管理できるかということも考えていく必要があると思います。

(大毛委員長)

開票速報が出てきて、各区別にデータの集計をしていただいています、やはりばらつきが出てきますよね。その辺はやはり有権者数が1万人のところもあれば2000人のところもありますし、有権者数が大きくなれば、集計能力も比例して大きくなると思います。だから、区の選挙管理委員会の皆様方によく事情を聴きながら改善できるところは改善していきたいと思います。

他にご質問はございませんか。

(委員)

なし。

(新家事務局次長)

では、その他案件としてお手元の方に資料をお渡しさせていただいておりまして、担当からご説明させていただきます。

(赤田係長)

「令和7年度指定都市選挙管理委員会連合会通常会議の開催について」という資料をご覧くださいませでしょうか。

5月29日(木)午後2時から及び翌30日(金)の午前9時30分から、標題の通常会議が開催されます。

こちらにつきましては、昨年度の開催内容で申し上げますと、指定都市の選挙管理委員会連合の活動内容、事業報告、決算報告、今年度で言うと令和7年度の事業計画、事業予算、表彰者の決定等が話し合われる会議の予定になっております。

開催場所につきましては、KKRホテル名古屋となっております、出席3名の予定でございます。事務局としましては、委員長、それから委員長代理にご出席いただけたらと思います。随行者が1名、合計3名で行っていただくということでございます。

おめくりいただきますと、通常会議日程表の時間割が記載されております。1日目は13

時半から受付が始まりまして、14時からが会議、17時半から場所も変わりまして意見交換会となります。

続きまして2日目は9時半から講演会で、11時の解散予定となります。

こちらの出席者が決まりましたら宿泊の予定や意見交換会の出欠を確認させていただき、4月上旬には同連合の事務局の方にお返しさせていただきたいと思っております。

なお、初日の17時半からの意見交換会につきましては、誠に恐縮ですが、ご自身で8000円の負担金がございます。

それでは、出欠をとらせていただきます。

(大毛委員長)

出席します。

(裏山委員長代理)

私も出席します。

(赤田係長)

承知しました。ありがとうございます。

(新家事務局次長)

それでは、もう1つのその他案件についてです。

令和7年第1回市議会（定例会）の報告となります。

予算審査特別委員会の分科会にて、伊豆丸委員より今夏の参議院議員通常選挙において、商業施設等での増設期日前投票所の設置の意向について、質問がございました。

期日前投票所の増設は必要な会場の確保や、各区において期日前投票所を確実に運営できる人員体制が必要であります。ただ、今回の参議院議員通常選挙は、選挙日程があらかじめ想定でき、商業施設等との日程調整も比較的容易のため、区選挙管理委員会と協議し、設置できるように取り組むと答弁させていただきました。

この件につきましては、維新の会だけではなく各党派の方から様々なご要望がありました。予算成立前ですので、はっきりとお答えはしていませんが、事務方としましては、市内の商業施設で期日前投票の施行実施の準備を進めさせていただいております。

報告は以上です。

(西委員)

会場借上料はどのくらいですか。

(新家事務局次長)

各区役所での期日前投票も行いながら、商業施設でも実施いたしますので、区から人を出すというのが非常に難しいため、請負業者に運営を任せようと考えております。

会場借上料は、現在調整中です。

(西委員)

配置人数は何人くらいですか。

(新家事務局次長)

土曜日、日曜日に実施予定でございますが、配置人数については検討中です。

(西委員)

警備の問題もありますね。選挙妨害等のリスクも総合して考えていかなければなりませんね。

(新家事務局次長)

はい。

(裏山委員長代理)

区役所で実施している期日前投票のシステムが商業施設でも実施できるということですか。

(新家事務局次長)

NTTの配線等がありますので、実施可能です。

(裏山委員長代理)

選挙人名簿の確認もできるということですね。

(新家事務局次長)

はい。

(裏山委員長代理)

以前どこかで実施していませんでしたか。

(小須田事務局長)

南区のビッグ・アイです。

(池西委員)

泉ヶ丘駅から近いので、利用者は多かったと思います。

ただ、日にちが不安定な選挙の場合は会場を押さえるのが難しいです。

(小須田事務局長)

衆議院議員の解散総選挙等はかなり難しいです。

(裏山委員長代理)

日程が事前に決まっている選挙でのみ、ビッグ・アイで実施したということですね。

(新家事務局次長)

はい、令和4年の参院選と令和5年の市長選で実施しました。

(裏山委員長代理)

その選挙では前回と比べて南区の投票率は上がったのですか。

(新家事務局次長)

参院選では上がったと記憶していますが、市長選は上がりませんでした。

市長選の際にアンケートをとりましたが、利便性が高いということで、近辺の方は来られていました。南区役所は榎・美木多駅が近いので、泉ヶ丘駅周辺にお住まいの方はビッグ・アイに行かれる方が多かったというのがアンケート結果から分かりました。

投票率が大幅に上がるというわけではなかったため、次回からはやめようかという話になりました。

ただ、商業施設では実施していないので、どれだけ利便性が向上し、投票率が上がるかやってみようということになりました。

(裏山委員長代理)

商業施設で実施することにより、投票率の向上が期待できるかもしれないということですね。

(新家事務局次長)

はい。

(大毛委員長)

他にご質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは、第4回選挙管理委員会を閉会いたします。